

令和4年度障がい者雇用促進事業業務 公募型プロポーザル実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年7月4日

長野県産業労働部労働雇用課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和4年度 障がい者雇用促進事業業務

(2) 業務の目的

原油価格の上昇等による物価の上昇が続く中、特に大きな影響を受けることとなる障がい者の雇用を推進する必要がある。

そのような中で、さらなる物価の上昇により採用マインドの冷え込みが特に大きくなると見込まれる中小企業に対して、広く周知を行うことで、障がい者の安定的な雇用につなげる。

(3) 業務内容

ア 国や県による障がい者雇用に対する各支援制度があることの周知

イ 「障がい者雇用フォーラム」の周知

(ア) ポータルサイトの制作・運営

障がい者雇用に関する県や国の各支援制度の認知を最大化し、企業に対して、障がい者雇用の進め方、イベント情報等、障がい者雇用に関する情報を一元的にまとめポータルサイトを制作する。

(イ) チラシ・ポスターの制作

ポータルサイトへの周知・誘導につなげるため、企業向けチラシ・ポスターを制作する。

(ウ) 広報の実施

障がい者雇用に関する県や国の各支援制度の周知と本事業で制作したHPへの誘導につながる広告案を企画し、広告媒体（新聞広告、SNS広告など）に本事業の広告等を掲載する。

(4) 仕様等 別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施体制

(ア) 組織・運営体制

(イ) 類似事業の履行実績

イ 事業内容

(ア) 全体構成

(イ) 広告媒体の選定・デザイン・効果検証

(ウ) 実現可能性

ウ 業務に要する経費及びその内訳（次年度以降の保守管理経費を含む）

- (6) 業務の実施場所 長野県内
- (7) 履行期間 締結日から令和5年3月31日
- (8) 費用の上限額 4,389,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項に該当しない者であること。
- (2) 「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 長野県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (9) 過去3年以内に、同種又は類似の業務の実績があること。
- (10) 長野県庁で行うプレゼンテーション及び打合せ等に参加できること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（（5）ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
  - ア 入札参加資格関係については、誓約書（別紙様式）を添付してください。
  - イ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県産業労働部労働雇用課雇用対策係（県庁 5 階）
担当 山口 茜
電話 026-235-7201
メール rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和4年7月11日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）

イ 提出先 3（4）に同じ。（メールも同様）

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに労働雇用課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）ア）の3日前までに、書面により労働雇用課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により労働雇用課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

（ア）受付場所 3（4）に同じ。

（イ）受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会

(1) 日時 令和4年7月5日（火）以降、午前9時から午後5時まで随時受付。

(2) 参加方法 メールにて事前連絡をお願いします。

(3) 申込先 3（4）に同じ。

(4) 申込期限 令和4年7月13日（水）（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

担当者より、折り返し連絡（メールまたは電話）をさせていただきます。

- 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
  - (2) 受付時間 令和4年7月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
  - (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
  - (4) 回答方法 質問者に対しメールにより回答するほか、労働雇用課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年7月15日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。
- 6 企画提案書の作成・提出
- (1) 企画提案書の作成様式  
様式第8号による。
  - (2) 企画書の作成様式  
様式第8号の附表(例)による。
  - (3) 企画書記載上の留意事項
    - ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
    - イ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
  - (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
    - ア 受付場所 3 (4) に同じ。
    - イ 受付時間 令和4年7月12日(火)午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
    - ウ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
    - エ 回答方法 質問者及び説明会参加者全員に対して、メールにより回答します。なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。
  - (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
    - ア 提出期限 令和4年7月19日(火)午後5時(必着)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
    - イ 提出先 3 (4) に同じ。
    - ウ 提出部数 6部
    - エ 提出方法 持参又は郵送とする。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに労働雇用課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
  - (6) 企画提案の選定基準  
企画提案は、「障がい者雇用促進事業プロポーザル評価会議評価書(評価基準)」に基づいて選定されます。
  - (7) 企画提案の選定の方法
    - ア 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
    - イ 評価会議構成員により、提案項目ごとにA～Eの5段階により評価します。

A：非常に優れている B：優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る

評価点は各審査項目に対する配転に係数 1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)を乗じた点数とします。

ウ 評価会議構成員の評価点数の総点数の最上位者を候補者として選定します。同点の場合は、座長が指名する者を候補者とします。なお、基準点は、評価会議出席者数に 60 を乗じた数とし、これに満たない者は選定しないものとします。

エ プレゼンテーションについて

(ア) 日時 令和 4 年 7 月 21 日 (木) ※時間は各参加者に個別に連絡します。

(イ) 場所 長野県庁 西庁舎 109 号会議室

(ウ) 主要時間 プレゼンテーション 20 分

審査員による質疑 10 分

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により労働雇用課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により労働雇用課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第 9 号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、労働雇用課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8) イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により労働雇用課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3 (4) に同じ。

(イ) 受付時間 上記 (ア) の期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。

(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添3契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により労働雇用課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、労働雇用課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 （住所不要） 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県産業労働部労働雇用課雇用対策係（県庁5階） 担当 山口 茜 電話 026-235-7201 メール rodokoyo@pref.nagano.lg.jp
--

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものです。